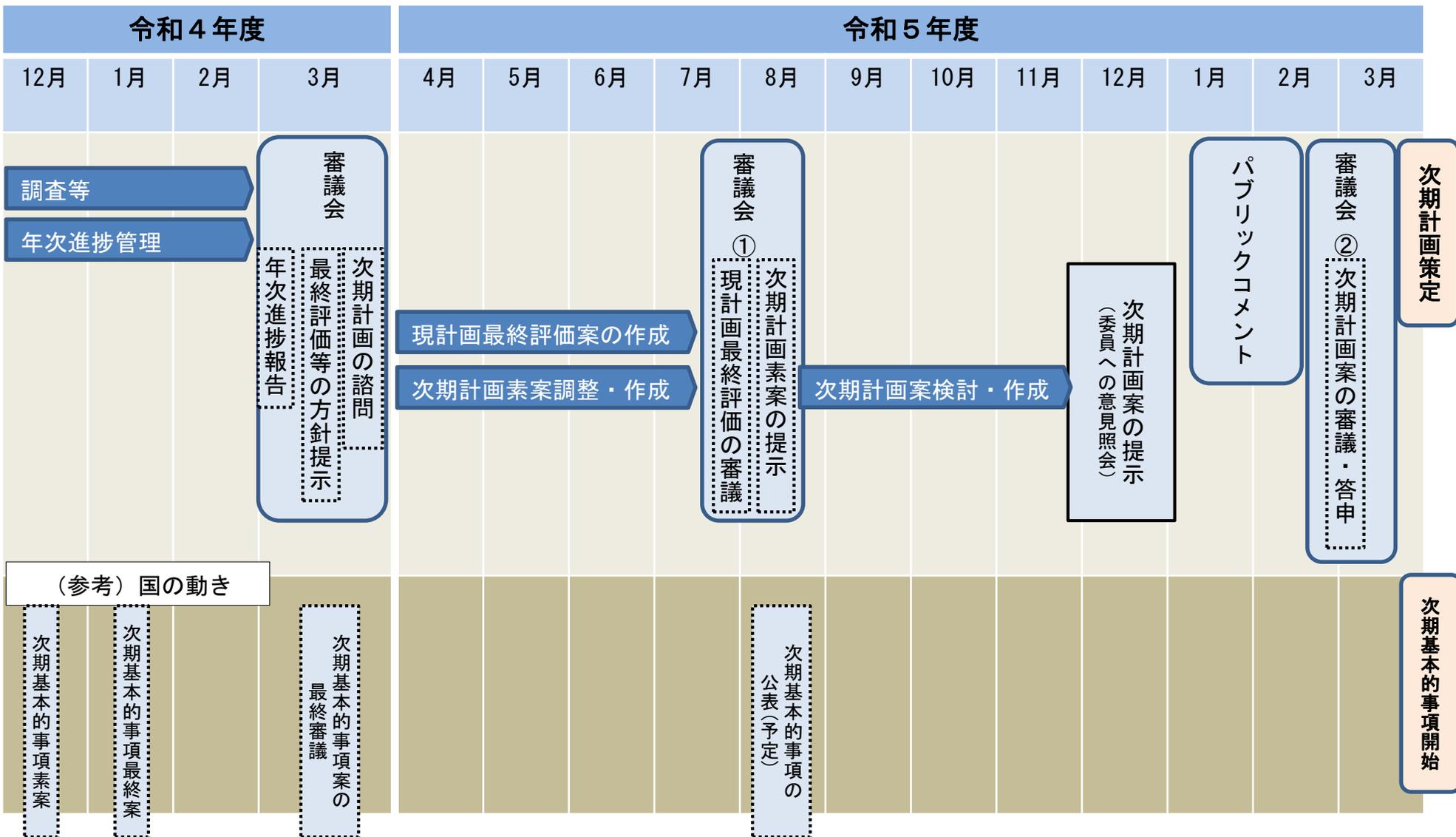


大阪府歯科口腔保健計画の改定に向けたスケジュール案（主な動き）



第2次大阪府歯科口腔保健計画(現行計画)の最終評価の方法について

○現行計画の最終評価に当たっては、次のとおり取り扱うこととしてはどうか。

- (1) 令和5年6月時点で把握できる数値をもって最終評価を行う
- (2) ベースライン値／現状値／目標値の比較やベースライン値から現状値までの推移等を分析（可能な範囲で統計学的検定を実施）し、それらの結果を総合的に勘案して評価を行う ⇒ 中間点検と同様
- (3) 原則、策定時と同じデータソースを用いる
- (4) 府独自のアンケート調査を出典にベース値を設定した指標で、同じ対象・方法での調査を実施することが困難であるものは、令和5年1月に実施した府健康づくり実態調査（※）により評価を行う

<評価区分(案)>

区分	基準
A	すでに目標値に達した、または計画終了時点で目標値に達すると見込まれる
B	計画終了時点で目標値に達する見込みはないものの、ベースライン値と比較して改善傾向にある
C	ベースライン値と同程度で、明確な改善傾向も悪化傾向もみられない
D	ベースライン値よりも悪化している
－	ベースライン値以降数値が更新されていない等の理由により評価ができない

<(4)により最終評価を行う指標>

指標	区分	府現行計画のベース値の出典
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	成人期	H28 大阪府健康意識調査 (n=4557)
咀嚼良好者の割合	高齢期	H28 「お口の健康」と「食育」に関するアンケート (n=379)

<以下の項目は策定時と同じデータソースを用いるが、(4)による数値も参考値として併記して評価する>

出典	区分	最終評価への活用
国民健康・栄養調査（毎年調査、R2・R3は中止）	歯の本数	H30時点（H29～R1の3年移動平均）

(※参考)大阪府健康づくり実態調査の概要

1 調査目的

府民の生活習慣病の予防及び健康の増進に関する実態を把握し、第4次大阪府健康増進計画の策定のための基礎資料を得るため

2 調査対象 府内に居住する20歳以上の男女、13,200人

3 調査項目

- (1) 性別、年齢、住所地及び職業
- (2) 運動に関する事項
- (3) 食及び栄養に関する事項
- (4) 睡眠に関する事項
- (5) 飲酒及び喫煙に関する事項
- (6) 歯及び口腔に関する事項
- (7) 健康診断に関する事項
- (8) コミュニティとのつながりに関する事項

4 標本の抽出

- (1)地域別の指標として運用するため、各二次医療圏から1,200人
(大阪市二次医療圏は4つの基本保健医療圏からそれぞれ1,200人) ずつ抽出
- (2)各市区町村の人口構成比に応じて地域を構成する市区町村に標本数を配分
(20歳以上の年齢階級別、男女別)
- (3)対象者は、抽出時点において各市区町村の住民基本台帳から無作為に抽出

5 調査方法 郵送調査法 (オンライン回答可能)

6 調査時期 令和5年1月31日～令和5年2月28日

第3次大阪府歯科口腔保健計画(次期計画)に向けた論点整理①

次期計画の期間について

- 次期の府歯科口腔保健計画の期間は、**国の次期基本的事項の期間と合わせて、2024年度から2035年度までの12年**としてはどうか。
- 次期プラン期間中は、指標の経年的な評価等の**進捗管理を生涯歯科保健推進審議会で実施し、令和11年度を目途に中間評価を行う**こととしてはどうか。
- **中間評価では、必要に応じて指標の見直しも含めて検討**することとしてはどうか。

国における考え方

※第51回 厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会（令和5年3月13日）資料より引用

- 国の次期国民健康づくり運動プラン（健康日本21（第三次））、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項は**期間を12年（令和6年度～17年度）**とし、次期プランのビジョンや方向性は長期的な視点をもって検討する
 ⇒ 国民健康づくり運動プランによる健康増進への効果を短期間で測ることは難しい。
 ⇒ 主たるデータソースとして参照する**国民健康・栄養調査の大規模調査（※）の実施が4年に1度**である。
 （歯科疾患実態調査も4年ごとに実施する案が示されている）
- **中間評価を計画開始後6年（令和11年）、最終評価を同10年（令和15年）**を目処に行う



第3次大阪府歯科口腔保健計画(次期計画)に向けた論点整理②

基本理念・基本目標について

- 国の次期プランを踏まえたうえで、引き続き「大阪府健康増進計画」等の健康づくり関連計画と協調を図るものとしてはどうか。

国における考え方

- 現基本的事項の「目的」：
乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現する



- 次期基本的事項の「歯科口腔保健パーパス」：
全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現
 - ① 個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備
 - ② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

府現行計画での考え方

- 府現行計画の基本理念：全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現
⇒ 大阪府健康増進計画、大阪府食育推進計画、大阪府歯科口腔保健計画で**共通の理念**を掲げている
- 大阪府健康づくり推進条例の基本理念：
 - ・ 府民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組む
 - ・ 健康づくりは、府、市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等が連携し、及び協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組む⇒ **健康づくり関連3計画を総合的・一体的に推進**する